★令和5年度　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県名	栃木県	電話番号	0287-83-1112		
地方公共団体名	那須烏山市	メールアドレス	sohgohseisaku@city.nasukarasuyama.lg.jp		
都道府県・市町村コード（5桁）	09215	交付対象経費	国の R4補正予算（通常分）（交付限度額①、②、③）	地方単独事業費	2,512
				国庫補助事業費	–
担当部局課名	総合政策課		国の R4予備費分（通常分）（交付限度額④）	地方単独事業費	–
担当者氏名	佐々木			国庫補助事業費	–
			国の R4予備費分（重点交付金分）（交付限度額⑤）	地方単独事業費	–
				国庫補助事業費	–
			国の R4予備費分（重点交付金分）（交付限度額⑥）	地方単独事業費	113,071
				国庫補助事業費	–
			国の R4予備費分（低所得世帯支援枠分）（交付限度額⑦、⑧）	地方単独事業費	74,910
			国の R4予備費分（低所得世帯支援枠分）（交付限度額⑨、⑩）	地方単独事業費	3,864

2,512	既配分額 国の R4補正予算（通常分）（交付限度額①、②、③）	–
2,512	既配分額 国の R4予備費分（通常分）（交付限度額④）	–
–	既配分額 国の R4予備費分（重点交付金分）（交付限度額⑤）	–
100,149	既配分額 国の R4予備費分（重点交付金分）（交付限度額⑥）	–
小計　⑤＋⑥	100,149	国の R4補正予算（通常分） 交付限度額①（令和4年12月補助裏分の本省繰越分） –
61,572	既配分額 国の R4予備費分（低所得世帯支援枠分）（交付限度額⑦、⑧）	国の R4補正予算（通常分） 交付限度額②（令和5年1月～3月補助裏分） 73
3,864	既配分額 国の R4予備費分（低所得世帯支援枠分）（交付限度額⑨、⑩）	国の R4補正予算（通常分） 交付限度額③（令和5年4月以降補助裏分） 482
555	今回配分予定額 国の R4補正予算（通常分）（交付限度額①、②、③）	小計　交付限度額①＋②＋③ 555
–	今回配分予定額 国の R4予備費分（通常分）（交付限度額④）	国の R4予備費分（通常分） 交付限度額④（令和4年4月29日通知分の本省繰越分） –
–	今回配分予定額 国の R4予備費分（重点交付金分）（交付限度額⑤）	国の R4予備費分（重点交付金分） 交付限度額⑤（令和4年9月20日通知分の本省繰越分） –
–	今回配分予定額 国の R4予備費分（重点交付金分）（交付限度額⑥）	国の R4予備費分（重点交付金分） 交付限度額⑥（令和5年3月29日通知分） 100,149
小計　⑤＋⑥	–	国の R4予備費分（低所得世帯支援枠分） 交付限度額⑦（令和5年5月通知分） 61,572
13,338	今回配分予定額 国の R4予備費分（低所得世帯支援枠分）（交付限度額⑦、⑧）	国の R4予備費分（低所得世帯支援枠分） 交付限度額⑧（令和5年〇月〇日通知分） 13,338
–	今回配分予定額 国の R4予備費分（低所得世帯支援枠分）（交付限度額⑨、⑩）	小計　交付限度額⑦＋⑧ 74,910
555	配分予定額計 国の R4補正予算（通常分）（交付限度額①、②、③）	国の R4予備費分（低所得世帯支援枠分） 事務費　交付限度額⑨　（令和5年5月通知分） 5,131
–	配分予定額計 国の R4予備費分（通常分）（交付限度額④）	国の R4予備費分（低所得世帯支援枠分） 事務費　交付限度額⑩　（令和5年〇月〇日通知分） 1,112
–	配分予定額計 国の R4予備費分（重点交付金分）（交付限度額⑤）	小計　交付限度額⑨＋⑩ 6,243
100,149	配分予定額計 国の R4予備費分（重点交付金分）（交付限度額⑥）	
74,910	配分予定額計 国の R4予備費分（低所得世帯支援枠分）（交付限度額⑦、⑧）	
3,864	配分予定額計 国の R4予備費分（低所得世帯支援枠分）（交付限度額⑨、⑩）	
179,478	配分予定額計	
総務省	移替先	交付限度額計 181,857

								交付金の区分							A	B							C	D											
	Ｎｏ	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	通常交付金	重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	総事業費	交付対象経費	Ｂ１ 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	Ｂ２ 国の R4予算分（交付限度額④）	Ｂ３ Ｂ３' 国の R4予算分（交付限度額⑤）	Ｂ３'' 国の R4予算分（交付限度額⑥）	Ｂ４ Ｂ４' 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	Ｂ４'' 国の R4予算分（交付限度額⑨、⑩）	国庫補助額	その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP, 広報紙など）	参考資料	備考① （地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
	合計														215,376	194,357	2,512	–	–	113,071	74,910	3,864	–	21,019												
低所得者世帯給付金に係る部分	1	R4	単	○	○	物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金事業【低所得者世帯給付金】		–	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	–		74,910	74,910					74,910				①コロナ禍やその状況下における物価高騰の影響を受ける非課税世帯への支援を目的として、対象世帯1世帯あたり3万円の給付金を支給する。 ②③事業費　補助金 R5年度分の住民税均等割非課税世帯 2,497世帯×30千円=74,910千円 ④R5年度分の住民税均等割非課税世帯(2,497世帯)	–	–	○	–	R5.6	R5.12	・対象世帯への給付率9割以上	・対象世帯に個別通知を送付 ・市広報紙 ・市HP	–	–	R5補正（地）
事務費	2	R4	単	○	○	物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金事業（事務費）		–	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	–		3,864	3,864						3,864			①コロナ禍やその状況下における物価高騰の影響を受ける非課税世帯への支援を目的として、対象世帯1世帯あたり3万円の給付金を支給する。 ②③事務費　3,864千円 会計年度任用職員に係る費用　679千円 時間外勤務手当　505千円 消耗品費　250千円 通信運搬費　906千円 手数料　435千円 業務委託料　1,089千円 （※対象世帯への給付業務委託料を含む事業）	–	–	○	–	R5.6	R6.1	・対象世帯への給付率9割以上	・対象世帯に個別通知を送付 ・市広報紙 ・市HP	–	–	R5補正（地）
低所得者世帯給付金以外に係る部分	3																																		
	4																																		
	5																																		
事務費	6																																		
	7	R4	単	○	–	保育園副食費免除交付金		–	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		5,880	5,880				5,880				–	①新型コロナウイルス感染症による物価高騰や経済的影響を考慮し、園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、副食費の助成を行う。 ②私立保育園への交付金、公立保育園副食費減免分 ③園児一人当たり一律2,000円を助成 私立 2,000円×155人×12月＝3,720,000円 公立 2,000円×90人×12月＝2,160,000円 ④那須烏山市在住の園児(副食費対象3歳から5歳)の保護者	–	–	–	–	R5.4	R6.3	・対象児童：250人程度	・市HPに実施計画を掲載 ・施設及び対象児童の保護者あてに直接通知	–	–	R5当初（地）
	8	R4	単	○	–	幼稚園副食費免除交付金		–	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		360	360				360				–	①新型コロナウイルス感染症による物価高騰や経済的影響を考慮し、園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、副食費の助成を行う。 ②幼稚園への交付金 ③園児一人当たり一律1,000円を助成 1,000円×30人×12月＝360,000円 ④那須烏山市在住の園児の保護者	–	–	–	–	R5.4	R6.3	・対象児童：30人程度	・市HPに実施計画を掲載 ・施設及び対象児童の保護者あてに直接通知	–	–	R5当初（地）
	9	R4	単	○	–	キャッシュレス決済推進事業		–	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	③消費下支え等を通じた生活者支援		52,501	52,501				52,501				–	①市内対象店舗でキャッシュレス決済サービス「PayPay」で決済した場合、決済金額に対し一定割合のPayPayポイントを付与することで、コロナ禍やその状況下における物価高騰の影響を受け経営状況が悪化している市内で小売業やサービス業を営む事業者を支援するとともに、物価高騰等が市民生活に与える影響を緩和し、かつ、キャッシュレス決済の利用促進を図る。また、当該事業は効果的に展開するため、利用料(換金手数料)に充ててもらうことを想定し、対象店舗に支援金を交付する。 ②③業務委託料　51,126千円 交付金　1,365千円(15,000円×91事業者) 通信運搬費　10千円(対象店舗アンケート郵送料) ③市内対象店舗、市内通費者	–	–	–	–	R5.6	R6.1	・事業期間中、市内でのPayPayを使用した決済額150百万円 ・市内中小事業者のPayPay決済額の伸び率250% ・新たにPayPayに加盟した事業者数30 ・PayPayの利用額が200%以上になった事業者数100	・市広報紙 ・市HP ・PayPayHP ・加盟店店頭掲示物	–	–	R5補正（地）
	10	R4	単	–	–	個別支援会等事業費補助金		○	–	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	–		500	500	500							–	①エネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上等に向けた取組を行うための個別支援会やセミナーを実施することで事業者を側面的に支援する。 ②補助金 ③500千円(補助率10/10、上限500千円) ④那須烏山商工会(那須烏山商工会に加入する事業者)	–	–	–	–	R5.6	R6.3	・個別支援会、セミナーの参加者のべ50事業者	・市広報紙 ・市HP ・商工会DM	–	–	R5補正（地）

No	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分		コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A	B							C	D	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP, 広報紙など）	参考資料	備考① （地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
							通常交付金	重点交付金						総事業費	交付対象経費	B１ 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	B２ 国の R4予算分（交付限度額④）	B３ B３' 国の R4予算分（交付限度額⑤）	B３'' 国の R4予算分（交付限度額⑥）	B４ B４' 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	B４'' 国の R4予算分（交付限度額⑨、⑩）	国庫補助額	その他（一般財源や補助対象外経費等）												
11	R4	単	○	－	学校給食費保護者負担軽減交付金		－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		32,340	32,340				32,340				－	①新型コロナウイルス感染症による物価高騰や経済の影響を考慮し、那須烏山市立小中学校に在籍している保護者の経済的負担の軽減を図るため、給食費の助成を行う。 ②市学校給食会への交付金 ③児童生徒一人当たり一律2,000円を助成 2,000円×1,470人＜11月＝32,340千円 ④那須烏山市立小中学校に在籍している児童生徒の保護者	－	－	－	－	R5.4	R6.3	・市立小中学校に在籍している保護者1,470人に対し11月×2千円（定額）の支援を行う。	・市HPに実施計画を掲載 ・市立小中学校に在籍している保護者宛てに「給食費の軽減の実施について」文章により通知	－	－	R5当初（地）
12	R4	単	○	－	学校給食食材高騰対策交付金		－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		5,893	5,224				5,224				669	①新型コロナウイルス感染症による物価高騰に伴う学校給食への影響を軽減する為、食材高騰分を補助する。 ②市学校給食会への交付金 ③児童生徒の1食あたりの【単価10%】を第2学期以降の給食提供日数分（129日）の給食食材費高騰分（教職員分は対象外経費とする。） 【小中学生】: 5,224千円 ・小学生※260円/食×10%×900人×129日＝3,018,600円 ・中学生※300円/食×10%×570人×129日＝2,205,900円 【小中学校教員】: 669千円（一般財源：669千円充当） ・小学校教員※260円/食×10%×130人×129日＝436,020円 ・中学校教員※300円/食×10%×　60人×129日＝232,200円 ④市学校給食会（児童生徒保護者）	－	－	－	－	R5.8	R6.3	・学校給食会に対し小学生分3,018,600円、中学生分2,205,900円の支援を行い、栄養バランスや量等を保った学校給食の提供を行う。	・市HPに実施計画を掲載	－	－	R5補正（地）
13																																				
14	R4	単	○	－	デマンド交通運行事業者燃料高騰対策支援事業交付金		－	○	○	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	○	⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援		540	540				540				－	①コロナ禍において燃料価格高騰による経済的打撃を受けたデマンド交通運行事業者の事業継続を支援することを目的として、交付金事業を実施する。 ②交付金 ③60千円×3台(稼働車両2台＋予備車両1台)×3地区 ＝540千円 ④デマンド交通運行事業者	－	－	－	－	R6.1	R6.3	デマンド交通運行事業者の確保・維持 ・令和5年度：2業者(3地区運行) ・令和6年度以降：2業者(3地区運行)	・市HPに実施計画を掲載	－	－	R5補正（地）
15	R4	単	○	－	私立保育施設光熱費等高騰支援事業費補助金		－	○	○	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		2,012	2,012				2,012				－	①コロナ禍においてエネルギー価格等の高騰に伴う影響を受けている私立保育施設の負担を軽減し、安定的、かつ、継続的な保育サービスの提供を図るため、令和5年1～12月分の電気・ガス・燃料費(ガソリン・軽油・灯油・重油等)から高騰前の令和3年1～12月分の燃料費を差し引いた増額分を支援する。 ②補助金 ③R5概算11,915千円－R3実績9,553千円＝概算増額分2,362千円 概算増額分2,362千円-県補助分350千円＝2,012千円 ④市内私立保育施設(7か所)	－	－	－	－	R5.12	R6.3	・市内私立保育施設7か所への補助	・市HPに実施計画を掲載 ・市内保育施設に個別に通知	－	－	R5補正（地）
16	R4	単	○	－	土地改良区育成補助金		－	○	○	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		3,000	3,000				3,000				－	①コロナ禍において物価高騰に直面する改良区運営及び構成員である農業者の負担軽減を図るため、農業水利施設の電気料高騰に対する支援として、令和3年分と令和5年分の電気料金を比較して、高騰分の50%を上限に補助する。 ②補助金 ③烏山土地改良区100千円　南那須土地改良区2,900千円 計3,000千円 ④農業者が構成員となる土地改良区(農業者)	－	－	－	－	R5.12	R6.3	3土地改良区への支援	・市HPに実施計画を掲載	－	－	R5補正（地）
17	R4	単	○	－	トラック運送事業者支援金		－	○	○	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	○	⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援		3,400	3,400				3,400				－	①コロナ禍において、燃料価格高騰の影響を強く受ける市内トラック運送事業者を支援する。 ②交付金 ③事業用自動車（貨物） 160台×20,000円＝3,200千円 事業用自動車（軽貨物） 25台×8,000円＝200千円 合計　3,400千円 ④貨物自動車運送事業者	－	－	－	－	R5.12	R6.3	・貨物自動車運送事業者約20者支援	・市広報紙、HPでの周知 ・トラック協会経由での周知	－	－	R5補正（地）
18	R4	単	○	－	電気料金高騰に対する水道事業会計繰出金		－	○	○	④-Ⅱ. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	○	⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると考える支援	水道事業においては、水道施設におけるポンプの使用等で多くの電力を消費しており、電力価格高騰による影響を大きく受けている。水道企業会計へ電気料金高騰分を補助することは、企業会計の健全運営につながり、市民へ安定した水道の供給が図られるため、効果があると考える。	27,814	7,814				7,814				20,000	【令和5年度重点支援地方交付金実施計画№10と同一事業】 ①コロナ禍において、水道事業会計の健全運営及び市民への安定した水道供給を行うことを目的とし、電力価格高騰により増大した水道施設維持経費に対する支援を行う。 ②水道施設の電気代増額分に係る水道事業会計への繰出金 ③R3.1～R3.12月分までの全水道施設の電気代合計から(R5.1～R5.12月分までの電気代合計を差し引いた金額（増額分） R3(電気代　50,423,369円) R5(電気代　78,236,616円) 差引　　27,813,247円 （5.R5重点分20,000千円/R5コロナ分7,814千円） ④那須烏山市水道事業会計	－	－	－	－	R6.3	R6.3	・水道企業会計に対して電気料金高騰分を補助する。	・市HPに実施計画を掲載	－	－	R5補正（地）
19	R4	単	－	－	私立保育施設光熱費等高騰支援事業費補助金（通常交付金分）		○	－	○	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	○	－		2,362	2,012	2,012							350	①コロナ禍において、エネルギー価格等の高騰に伴う影響を受けている私立保育施設の負担を軽減し、安定的、かつ、継続的な保育サービスの提供を図るため、令和5年1～12月分の電気・ガス・燃料費(ガソリン・軽油・灯油・重油等)から高騰前の令和3年1～12月分の燃料費を差し引いた増額分を支援する。 ②補助金 ③R5概算11,915千円－R3実績9,553千円＝概算増額分2,362千円 概算増額分2,362千円-県補助分350千円＝2,012千円 ④市内私立保育施設(7か所)	－	－	－	－	R5.12	R6.3	・市内私立保育施設7か所への補助	・市HPに実施計画を掲載 ・市内保育施設に個別に通知	－	－	R5補正（地）